

諏市選告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、第5条第1項の規定による50分の1の数は次のとおりである。

令和8年9月1日

諏訪市選挙管理委員会
委員長 鈴木 正好

784 人
